平成３０年（フ）第８５号
千葉県柏市柏1308番地67　ＲＥＬＡＸＩＡ
ＫＡＳＨＩＷＡ101号
債務者　松田　和行
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１０９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９番３号（駅前グリーンハイム105）
債務者　梅田稜太朗
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６７５号
神奈川県小田原市成田533番地の４
債務者　岡本　豊和
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６１号
神奈川県伊勢原市小稲葉157番地の３、前住所神奈川県横浜市旭区上白根町774番地２
第二下渕ハイツ203
債務者　原田ひかる
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８６号
神奈川県秦野市曽屋3561番地の17　ワコーレエレガンス秦野　106号、前住所神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2231番地１
債務者　小岡　　海
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８０号
神戸市北区唐櫃台４丁目23番15号
債務者　森本　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９２号
神戸市兵庫区下沢通１丁目１番17―415号
債務者　山下徹こと　盧　　相徹
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９５号
神戸市長田区鹿松町１丁目５番27号朝日プラザヴィスタ北神戸701号
債務者　髙橋真奈美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００号
山口県周南市城ヶ丘５丁目９番30号　グリーンアベニュー山本101号、前住所山口県周南市大字須々万奥162番地の３
債務者　吉岡　慶二
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第２号
山口市朝田773番地５
債務者　砂田　啓治
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９２号
名古屋市東区豊前町２丁目75番地の２　酒井グリーンハイツ６Ａ号
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５８号
東京都江戸川区上一色３丁目１－８
債務者　金川　　翔
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７５号
東京都中野区丸山２丁目８－21－101
債務者　長谷川喜世子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７７号
茨城県那珂市菅谷3439－３－201
債務者　栴　　洋子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０９４号
東京都荒川区西尾久３丁目18－９－202
債務者　降矢　典子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０９５号
東京都府中市府中町１丁目16－７－307
債務者　西野　芳子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部